

令和3年度沖縄県推奨優良県産品募集要項

沖縄県優良県産品制度は、沖縄県の「稼ぐ力」の強化を図るため、審査会により選定された製品を優良県産品として推奨するものです。沖縄県では、県内外の販路開拓に取り組む等、県内企業の皆様の成長に向けたチャレンジを応援します。皆様のご応募お待ちしております。

1. 申請資格

- (1) 県内に事業の本拠を有する製造業者又は販売業者
- (2) 販路や売上の拡大を計画している者であること
- (3) 関係法令に違反しない者であること。

2. 審査の対象

- (1) 県内で製造又は主たる加工がなされ、県内で製造・加工されていることが明示されている製品であること。
- (2) 推奨を受けることで、販路拡大や売上増加を計画していること。
- (3) 継続して量産することができる製品であること。
※「継続して量産」とは、常に製造・販売しており、いつでも消費者が購入できる状態にあることをいい、期間限定販売の製品等は対象外とする。
- (4) 一般消費者向けに販売している製品であること。
- (5) 申請時において販売を開始している製品であること。
- (6) 優良県産品として推奨を受けるために特別に調製したものではないこと。
- (7) 審査対象とする製品は、優良県産品推奨事務局が定めた審査基準で判定可能なものに限り（別紙1「審査対象品一覧表」のとおり）。なお、一覧表にない製品の申請を希望する場合には、事前に事務局まで相談してください。

化粧品、医薬部外品については、「医薬品等適正広告基準」（昭和55年厚生省通知）により、県が優良県産品として推奨している事実を広告に利用できないことから、本事業の審査対象外としております。あらかじめ御了承ください。

3. 申請受付数

申請製品については、1社（1組合）につき1製品とする。

4. 申請に必要な書類等

提出書類等	<ol style="list-style-type: none"> (1) 申請書【別紙様式】 (2) 事業計画書【別紙様式】 (3) 申請製品の空容器【2点】 ※1 (4) 使用原材料等配合調書【別紙様式・1製品につき1通】 (5) 製造工程表【別紙様式・1製品につき1通】 (6) 営業許可証 又は 営業報告済の写し（食品・許可業種のみ） ※2 (7) 製造又は販売許可等を証明する書類の写し (8) 食品表示基準に係る栄養表示をしている場合その表示に係る根拠資料等の写し ※3 (9) JAN企業（メーカー）コード登録通知書の写し※4 (10) 商品やちらし等に特許、意匠登録、受賞等の表示をしている場合、これを証明する書類の写し※5 (11) 当該製品の販売促進等に用いるちらし類、カタログ等【各2点】
受付期間	令和3年9月13日（月）～令和3年10月11日（月）

留意事項：

【 一般の部 】

- ※1 上記「(3)申請製品の空容器」には、通常の販売形態と同様に、外箱や内包装、商品説明書等を付け、賞味期限等の表示までなされた物を提出すること。（空容器が提出困難の場合は現物提出も可）
- ※2 製造所が複数にまたがる場合、上記「(6) 営業許可証 又は 営業報告済の写し」は、すべての製造所について提出すること。
- ※3 申請製品に栄養表示を記載している場合、上記「(8)表示に係る根拠資料等の写し」を提出すること。（根拠資料は分析試験結果、引用元がわかるデータ、計算資料など）
- ※ 申請書類に不備があった場合は、受付期間中に修正し再提出して頂きます。また受付期間中に修正が出来ない場合は申請不受理となります。
- ※ 申請製品が非食品の場合は、(7), (8)の提出は不要になります。
- ※ (9)～(11)の資料は、任意でご提出下さい。（必要に応じて提出や新たに取得いただく場合がございますのでご了承下さい。）

5. 申請書類等の提出先

株式会社沖縄県物産公社(優良県産品推奨事務局)
〒901-0152 那覇市字小禄1831-1 沖縄産業支援センター7階
TEL : 098-859-4147 FAX : 098-859-6315
ホームページ : <http://www.washita.co.jp/info/>
※受付時間：8時30分から12時、13時から17時まで（土日、祝祭日を除く。）
※直接持参されることをお勧めします。
※郵送申請可【締切日消印有効】

6. 申請製品の返品

原則として返品致しません。（返品が必要な場合は、事前にお申し出ください。）

7. 推奨基準

- (1) 市場性：事業の広がりや新たな需要が感じられること。
- (2) 独自性・独創性：品質が確かである上に、商品に独自性・独創性が見られること。
- (3) 価格：消費者にとって、価格が適正であると感じられること。
- (4) セールスポイント：商品に明確なこだわりがあり、それが販売促進要素の一つとなっていること。
- (5) 販路拡大や売上拡大が見込めること。
- (6) 県内の経済への貢献等：県産原材料を活用するなど、地域経済の循環に寄与していること。
- (7) SDGsへの取組：本県のSDGsへの取組を推進する製品であること。

8. 審査結果 申請者に通知します。

9. 推奨後

- (1) 沖縄県推奨優良県産品として公表いたします。
- (2) 県規定で定める推奨マークを表示いただけます。
- (3) 優良県産品として、県内外での販路拡大等の取組に対し、商談の設定など支援い

- たします。
- (4) 優良県産品推奨商品については、県主催による県内外小売店等でのプロモーションイベント等への参加をサポートいたします。

10. 推奨期間 推奨状交付後3年間

11. 各賞の授与

- (1) 最優秀賞
推奨製品の中から、最も優れた製品を選定し授与する。
- (2) 優秀賞
推奨製品の中から、優れた製品を選定し授与する。
- (3) 審査員特別賞（任意）
推奨製品の中から、選定し授与する。

12. 推奨の取消し

法令や規程に違反していることが確認された場合は、推奨を取り消すことがあります。応募にあたっては、法令違反がないか予めご確認ください。

13. お問い合わせ先一覧

当制度に関する問い合わせ先			
○ (株)沖縄県物産公社 〒901-0152 那覇市字小禄1831-1 沖縄産業支援センター 7階 TEL 098-859-4147			
担当法律	沖縄県の各機関名		連絡先
	部署名	課・班名	電話番号
食品表示法【品質】 (一括表示、名称、 原材料等)	農林水産部	流通・加工推進課 流通政策班	098-866-2255
食品表示法【衛生】 (アレルギー表示、 添加物、保存方法、 賞味期限等) 監視票	保健医療部 北部保健所 中部保健所 南部保健所 宮古保健所 八重山保健所	衛生薬務課 生活環境班 生活衛生班 生活衛生班 生活環境班 生活環境班	098-866-2055 0980-52-2636 098-938-9787 098-889-6799 0980-72-3501 0980-82-3243
食品表示法【保健】 (栄養成分等)	保健医療部 北部保健所 中部保健所 南部保健所 宮古保健所 八重山保健所	健康長寿課 健康推進班 健康推進班 健康推進班 健康推進班 健康推進班	098-866-2209 0980-52-5219 098-938-9701 098-889-6591 0980-73-5074 0980-82-4891
不当景品類及び 不当表示防止法	こども生活福祉部	消費・暮らし安全課	098-866-2187
計量法	こども生活福祉部	計量検定所	098-889-2775
薬機法	保健医療部	衛生薬務課	098-866-2055

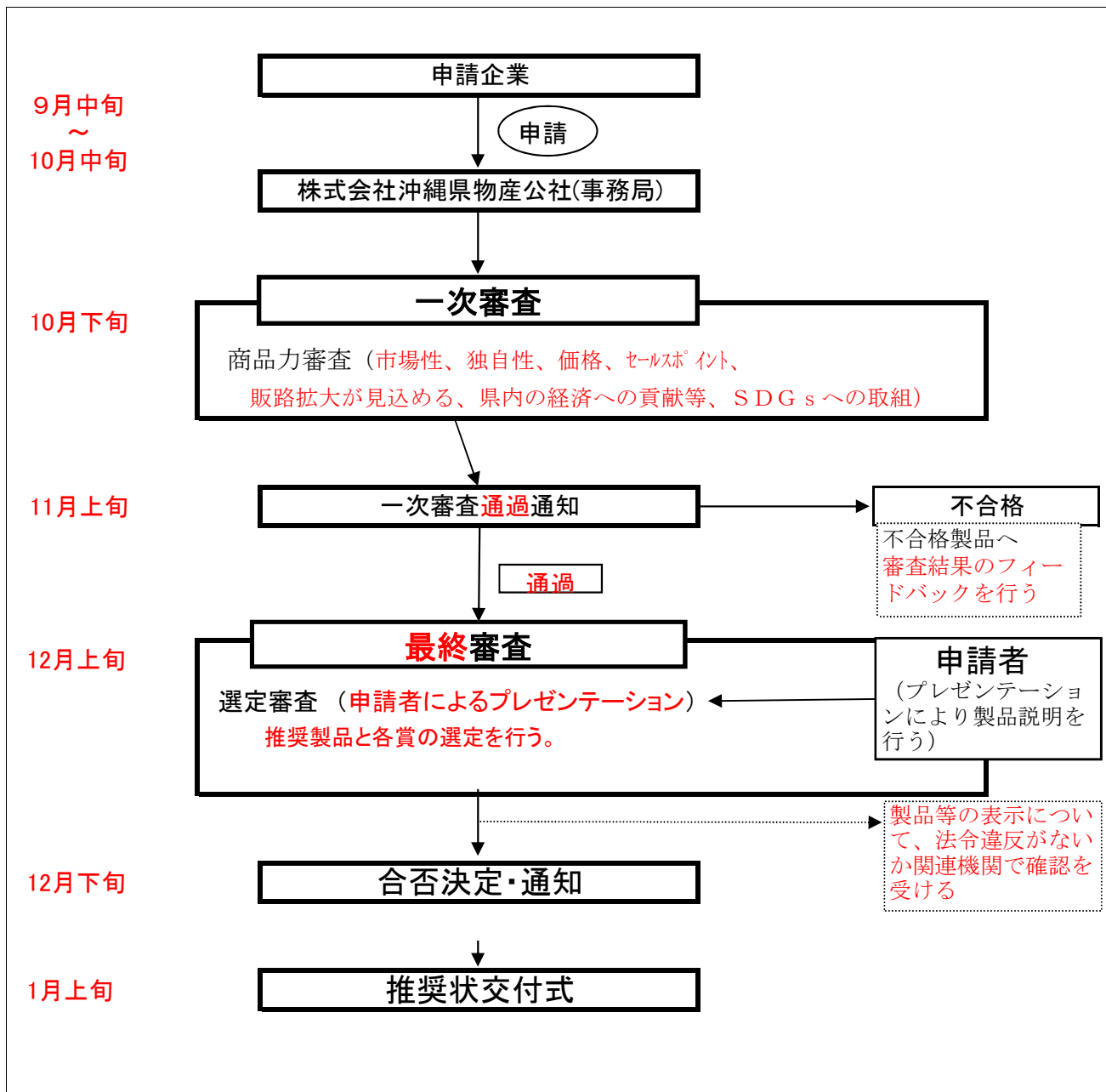
※那覇市内の事業者様におかれては、【衛生】・【保健】事項にかかるご質問は
那覇市保健所へご相談ください。

食品表示法【衛生】 監視票	那覇市保健所	生活衛生課	TEL 098-853-7963
------------------	--------	-------	------------------

本事業委託元

○沖縄県商工労働部マーケティング戦略推進課
那覇市泉崎1-2-2 県庁8階 TEL 098-894-2030

推奨までのフローチャート



申請にあたっての記入要領、注意事項

1. 申請書

申請書及び事業計画書は、審査の対象となるので正確に記入すること。

- (1) 申請製品の名称
申請する製品の名称を記入すること。
- (2) 規格
 - ア 申請製品の内容量等を記入すること。
 - イ 同一製品で、規格(内容量・サイズ・色・デザイン等)が異なる複数の製品がある場合は、その全ての規格を一製品として記入し、提出すること。
 - ※ 規格によってパッケージのデザインが大幅に異なる等の場合には、事務局の判断により規格違いでも別製品として申請していただく場合があります。
- (3) 営業の種類
当該製品の製造に関する許可を得ている営業の種類を記入すること。
- (4) 営業許可番号
当該製品の製造に関する営業許可証に記載のある番号を記入すること。
- (5) 申請製品の供給能力
申請製品のひと月における供給能力（出荷可能数等）を記入すること。
- (6) 製造所の所在地
当該製品の製造に関する全ての製造所の所在地を記入すること。
- (7) 製造所の名称
当該製品の製造に関する全ての製造所の名称を記入すること。
- (8) 創業開始年月日
操業開始年月日を記入すること。
- (9) 常用労働者数
令和3年2月末日現在の人数を記入すること。
なお、常用労働者とは、次のいずれかをいう。
 - ア 期間を決めず、又は1ヶ月を超える期間を決めて雇われている者。
 - イ 日々又は1ヶ月以内の期限で雇われていた者のうち、その月とその前月にそれぞれ18日以上雇われた者。
 - ウ 他の企業からの出向従業者、人材派遣会社からの派遣従業者などで、上記ア、イに該当する者。
 - エ 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者。
 - オ 事業主の家族で、その事業社に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受け取っている者。
- (10) 申請品の製造開始年月日
 - ア 申請製品の製造開始年月日を記入すること。
 - イ 年は西暦で記入すること。

- (1 1) 標準小売価格
申請製品の標準小売価格を記入すること。(価格は税抜、単位は円)
- (1 2) 出荷額／出荷先
全体の出荷額のうち申請製品の出荷額を記入すること。
また、県内外へのお荷比を記入すること。
- (1 3) 製品の特徴
申請製品について、特徴や強みなどを具体的に記入すること。
- (1 4) 今後の展開
申請製品について、県内・県外・観光客へ対する今後の展開を記入すること。

2. 事業計画書

1 事業概要

- (1) 常用労働者数
令和3年2月末日現在の人数を記入すること。
なお、常用労働者とは、次のいずれかをいう。
 - ア 期間を決めず、又は1ヶ月を超える期間を決めて雇われている者。
 - イ 日々又は1ヶ月以内の期限で雇われていた者のうち、その月とその前月にそれぞれ18日以上雇われた者。
 - ウ 他の企業からの出向従業者、人材派遣会社からの派遣従業者などで、上記ア、イに該当する者。
 - エ 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者。
 - オ 事業主の家族で、その事業社に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受け取っている者。
- (2) 資本金等
資本金、出資金又は元入金を記入すること。
- (3) 事業概要
どのような事業を行っているかの概要などを記入すること。

2 申請製品情報

- (1) 販売年月日
 - ア 申請製品の販売開始年月日を記入すること。
 - イ 年は西暦で記入すること。
- (2) 価格
申請製品の小売販売単位(本、枚、パック等)と小売販売単位毎の製造価格、卸売価格、希望小売価格を記入すること。(価格は税抜、単位は円)
- (3) 利益率
事業計画書の注3の計算式のとおり計算し、記入すること。
- (4) 納品単位／回
1回あたりの納品単位を記入してください。

(5) 当該製品の特徴等

当該製品の特徴等を具体的に記入してください。

(6) ターゲット

ア 当該申請製品の販売においてターゲットとして設定している性別を記入すること。

イ ほか、年齢層やその他の点でターゲットを設定している場合には具体像欄に記入すること。

3 販売計画及び事業計画 ※決算年度に併せてご記入下さい。

(1) 目標値（1年目）※今期

ア 申請製品販売数量

申請製品の1年目の販売目標値（数量、金額）を記入すること。

イ 申請製品生産可能数量

当該申請製品の1年間における生産可能数量を記入すること。ただし、申請者が製造業者でない場合は、記入しなくてもよい。

ウ 販売先（想定・希望）

主にどの店舗で扱われているかまたは扱ってもらいたいのか、可能な限り具体的に記載すること。

エ 全体売上高

事業全体の売上高を記入すること。

(2) 販売計画（2年目）

ア 申請製品販売数量

申請製品の2年目の販売目標値（数量、金額）を記入すること。

イ 申請製品生産可能数量

当該申請製品の1年間における生産可能数量を記入すること。ただし、申請者が製造業者でない場合は、記入しなくてもよい。

ウ 販売先（想定・希望）

主にどの店舗で扱われているかまたは扱ってもらいたいのか、可能な限り具体的に記載すること。

エ 全体売上高

事業全体の売上高を記入すること。

(3) 販売計画（3年目）

ア 申請製品販売数量

申請製品の3年目の販売目標値（数量、金額）を記入すること。

イ 申請製品生産可能数量

当該申請製品の1年間における生産可能数量を記入すること。ただし、申請者が製造業者でない場合は、記入しなくてもよい。

ウ 販売先（想定・希望）

主にどの店舗で扱われているかまたは扱ってもらいたいのか、可能な限り具体的に

記載すること。

エ 全体売上高

事業全体の売上高を記入すること。

(4) 販売計画（4年目）

ア 申請製品販売数量

申請製品の4年目の販売目標値（数量、金額）を記入すること。

イ 申請製品生産可能数量

当該申請製品の1年間における生産可能数量を記入すること。ただし、申請者が製造業者でない場合は、記入しなくてもよい。

ウ 販売先（想定・希望）

主にどの店舗で扱われているかまたは扱ってほしいか、可能な限り具体的に記載すること。

エ 全体売上高

事業全体の売上高を記入すること。

(5) 販売計画（5年目）

ア 申請製品販売数量

申請製品の5年目の販売目標値（数量、金額）を記入すること。

イ 申請製品生産可能数量

当該申請製品の1年間における生産可能数量を記入すること。ただし、申請者が製造業者でない場合は、記入しなくてもよい。

ウ 販売先（想定・希望）

主にどの店舗で扱われているかまたは扱ってほしいか、可能な限り具体的に記載すること。

エ 全体売上高

事業全体の売上高を記入すること。

4 優良県産品推奨の活用計画

当該製品における優良県産品推奨の活用計画について記入してください。

3. 申請書以外に必要な関係書類等

(1) 申請製品の空容器3点

ア 関係法令に照らした表示審査の対象となります。店頭での販売形態をほどこしたものを提出すること。

イ 通常の販売形態と同様に、外箱や内包装、商品説明書等も含め、賞味期限等の表示までなされたものを提出すること。

ウ 空容器の提出が困難な場合は、製品現物の提出も可。

(2) 使用原材料等配合調書

ア 使用原材料の記入にあたっては、配合率の高いものから順に記入すること。

なお、「添加物の配合率」欄の数値は、製品全体に占める割合を記入すること。

イ 使用原料に特定の産地、特定のメーカーを用いている場合は、その産地名、メーカー名を記入すること。

(3) 製造工程表

ア 基本的な製造過程を詳細に記入すること。

特に機械を用いている場合はその機械名を、手作業で行っている場合は手作業と記入すること。

例：ジャムを容器に入れる工程について、充てん（充填機）、充てん（スプーンを用いた手作業）のように記入すること。

イ 使用原材料等配合調書に記入された使用原材料及び使用添加物が工程のどの段階で使用あるいは、添加されるのかを明示すること。

ウ 原材料及び添加物については、通常一回の工程で使用される量を記入すること。

エ 製造所が複数にまたがる場合は、工程表の各段階で製造所名を記入すること。

オ 製造工程の一部を県外製造所で行っている場合はその理由を記入すること。

カ 工程表は別に定める様式を使用し、別紙3記入例を参考に記入すること。

(4) 営業許可証又は営業報告済の写し

ア 食品衛生法に定める有効期限内の営業許可書又は営業報告済の写しを提出すること。

イ 申請者が販売業者である場合は、申請製品の製造業者について提出すること。

ウ 申請製品の製造所が複数にまたがる場合は、すべての製造所について提出すること。

(5) 製造又は販売許可等を証明する書類の写し

上記（4）の食品衛生法に定める「営業許可書又は営業報告済」以外に、申請製品の製造又は販売について許可等を要する場合は、その許可等を受けていることを証明する書類の写しを提出すること。

(6) JAN 企業（メーカー）コード登録通知の写し

JAN コード登録申請後に届く JAN 企業（メーカー）コード登録通知の写しがあれば提出下さい。

(8) 成分分析試験等の結果の写し

食品表示法による栄養表示（いわゆる成分表示や強調表示と呼ばれる表示など）を製品に表示している場合は、その表示の根拠資料等をご提出下さい。

※根拠資料は分析試験結果、引用元がわかるデータ、計算資料など

※「一般の部」は最終審査（最終審査部会）において、申請者によるプレゼンテーション（製品説明）を行う事となっております。